

承認第 号

専決処分の承認を求めることについて

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和元年5月21日提出

富里市長 相川 堅治

# 専 決 処 分 書

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

富里市長 相 川 堅 治



富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

富里市長

相川 晃治

条例第25号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 <u>(適用区分)</u> 2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>

専決処分の承認を求めることについて（富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（概要）

1 改正理由

「平成31年度税制改正の大綱」(平成30年12月21日閣議決定)において、国民健康保険税の軽減措置等について、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。これにより、本条例にも改正を行う必要が生じましたが、緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

2 改正内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5千円から28万円に改めるとともに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に改めます。

○改正前 軽減対象所得額 5割軽減 33万円 + (27万5千円 × 被保険者数)  
2割軽減 33万円 + (50万円 × 被保険者数)

○改正後 軽減対象所得額 5割軽減 33万円 + (28万円 × 被保険者数)  
2割軽減 33万円 + (51万円 × 被保険者数)

※ 7割軽減については変更なし

3 施行期日

平成31年4月1日

5割軽減（条例第24条関係）

被保険者数	改正前（所得額）	改正後（所得額）
1人	605,000円	610,000円
2人	880,000円	890,000円
3人	1,155,000円	1,170,000円
4人	1,430,000円	1,450,000円
5人	1,705,000円	1,730,000円
6人	1,980,000円	2,010,000円
7人	2,255,000円	2,290,000円
8人	2,530,000円	2,570,000円
9人	2,805,000円	2,850,000円
10人	3,080,000円	3,130,000円

2割軽減（条例第24条関係）

被保険者数	改正前（所得額）	改正後（所得額）
1人	830,000円	840,000円
2人	1,330,000円	1,350,000円
3人	1,830,000円	1,860,000円
4人	2,330,000円	2,370,000円
5人	2,830,000円	2,880,000円
6人	3,330,000円	3,390,000円
7人	3,830,000円	3,900,000円
8人	4,330,000円	4,410,000円
9人	4,830,000円	4,920,000円
10人	5,330,000円	5,430,000円

改正による影響見込 ※平成31年3月末時点で試算（単位：人・世帯・千円）

	改正前		改正後		差し引き増減		
	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	合計
被保険者数	2,076	1,962	2,182	1,870	106	▲92	14
世帯数	1,050	951	1,090	920	40	▲31	9
均等割額	31,488	11,883	33,111	11,324	1,623	▲559	<u>1,064</u>
平等割額	17,168	6,220	17,822	6,017	654	▲203	<u>451</u>

※2割軽減から5割軽減となる ⇒ 106人（40世帯）

※軽減対象外から2割軽減対象となる ⇒ 14人（9世帯）

※影響見込額 均等割額は約1,064千円 平等割額は約451千円  
合計約1,515千円の軽減額が増となる見込みです。